

熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、特定外来生物クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するため、クビアカツヤカミキリの被害に遭った樹木を伐採する者に対し、市が交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「クビアカツヤカミキリ」とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。

2 この要綱において「被害木」とは、フラス（クビアカツヤカミキリの幼虫が樹木の中に存在している場合に確認される糞と木くずが混ざったもの）が発生している樹木であって、市長が認めたものをいう。

(補助対象となる被害木)

第3条 補助の対象となる被害木は、前条第2項に定めるものであって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

(1) 埼玉県が作成した「サクラの外来害虫クビアカツヤカミキリの被害防止の手引」に基づいて必要な防除対策等が講じられていること。

(2) ネットをかぶせるなどの逸出防止措置が十分に採られており、かつ、申請年度内に焼却処分又は1センチメートル以下にチップ化されていること。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 熊谷市内に植生する被害木の所有者又は管理者（自治会等を含む。）であって、被害木の伐採を市内業者に請け負わせたもの
- (2) 同一年度内に当該補助金の交付を受けていない者（同一世帯員を含む。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していない者
- (4) 補助金の交付申請時において、市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、伐採又はチップ化に要した費用の2分の1（100円未満の端数があるときは切り捨てた額）以内とし、5万円を限度とする。

- 2 伐採に要した経費には、実際の伐採にかかる経費のほか、運搬費、焼却処分等の費用を含めることができる。
- 3 薬剤等による防除費用及び、所有者自らが伐採処分を行う場合の器具等の購入費用は、対象外とする。
（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる全ての書類を添えて、熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 被害木の伐採等に係る領収書（作業日、申請者氏名、領収日が記載されているもの）の写し又はこれに代わる書類の写し
- (2) 対象経費の詳細が分かるもの

(3) 伐採前及び伐採後の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者の第4条第4号に規定する市税を滞納していないことの確認は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納付状況を調査する方法により行うものとする。

3 申請書の提出期限は、被害木を伐採し、かつ、焼却処分又はチップ化した日の属する会計年度の末日（この日が熊谷市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日以前の市の休日でない最初の日）までとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書が提出された場合は、速やかに内容を審査するとともに、補助金の交付の可否を決定し、熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の不交付を決定したときは、その理由を付さなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第8条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又はこの補助金に関する市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付決定取消通知書（様式第3号。第4項において「取消通知書」という。）により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に補

助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させることとしたときは、取消通知書に代えて熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第4号）を当該交付決定者に通知するものとする。

5 前条第2項の規定は、第1項の規定による取消しについて準用する。

（協力の要請）

第9条 市長は、必要に応じて補助金の交付を受けた者に対して、被害木に関する資料の提供、周辺の状況調査その他の協力を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定はこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。